

平成 22 年以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針

- ・屋久島は世界自然遺産としての厳格な保護が求められる地域であり、かつ、各小屋へのアプローチが長いことから、現状の利用のピーク時に十分に対応するトイレの整備は困難である。
- ・自然環境への影響を鑑みても、入込者数は一定の範囲でコントロールすべきであり、トイレのあり方についても、山岳部の適正な利用の議論の一つとして取り扱う。
- ・宿泊利用者、日帰り利用者双方の入込者数のコントロールを前提とした上で、山岳部のし尿量を減らすことを基本として、宿泊者による小屋でのトイレ利用とそれ以外のトイレ利用（日帰り、宿泊者の小屋以外でのトイレ利用）に分けて対応を行う。
- ・全利用者共通の対応として、可能な限り、出発前に麓で用が足せるように登山口や登山バス発着点における環境整備を進める。
- ・宿泊者による小屋でのトイレ利用に対しては、自己処理型トイレの整備と携帯トイレの利用を並行的に推進する。平成22年度に自己処理型トイレの整備を宿泊者の多い新高塚小屋に試験導入し、その結果を踏まえた上で他の小屋のトイレ整備を検討する。なお、既存の汲み取り式トイレは、自己処理型トイレの故障時対応のため撤去せずに当面併用する。
- ・日帰り利用者及び宿泊者の小屋以外でのトイレ利用に対しては、大きく縄文杉ルートと宮之浦岳ルートに分けて対応を行う。
- ・縄文杉ルートについては、既存のトイレが要所に整備されていることから、これらのトイレの適切な維持管理に努め、万が一の場合に備え、補完的に携帯トイレの利用を進めるものとする。また、既存のトイレが故障するなど、何らかの事情で使用できないときは、積極的に携帯トイレの利用を推進する。
- ・宮之浦岳ルートについては、登山口から1.6kmの位置にある淀川小屋以降トイレがなく、新規に自己処理型トイレ整備が困難な脆弱な環境であることから、要所に常設携帯トイレブースを整備し、携帯トイレの導入を積極的に推進する。